

〈資料〉

身体障害者福祉法(1949.12)立案過程の史資料 (上) — 木村文書中の身体障害者福祉法制定関係基本資料 —

寺 脇 隆 夫

はじめに — 凡例を兼ねて

ここに掲載する史資料、本誌別稿の〈論文〉「身体障害者福祉法(1949.12)の立案過程の検討」の関係資料である。その資料タイトルは、以下に示したが、いずれも1949年12月に成立・公布された身体障害者福祉法の立案過程で、登場した関係資料および法案などのあわせて13点（うち4点は次号に掲載の予定）である。

なお、社会局（更生課）が立案過程で作成した法案は、11点もある（ほかに、議員提案の国会提出案が1点ある）ため、紙面の制約と読者の便宜を考慮し、重要と思われる3点（①案、③案、⑥案）を掲載したが、それ以外は掲載を省略した。ただし、省略したものを含めて、①案から⑫案までの各法案の修正・変化過程が判るように、編者が作成した「立案過程に登場した各法案の変化状況一覧」を資料として掲載した。

これらの史資料は、身体障害者福祉法の制定・立案過程を検討する上で、最も基本的な一次資料であるが、ごく一部を除きその存在さえ知られておらず、公表・公開されたことはない。

資料原本は、いずれも1948～49年当時のもので、原文は縦書きで漢字は旧字が使われているが、収録にあたっては横書きとし新字に換えたほか、以下の諸点を除き、原文通りを原則とした。

原本は、謄写印刷・タイプ印書などであるため、原稿および筆耕者や印字者による表記の不統一（漢字と仮名の使い分けや仮名遣いの乱れなど）や変体仮名・略字・当字（借用）および明らかな誤用・誤字などがある。これらは、編者の責任で同一資料内での最低限の統一を行ない、また、一般的な文字に換えたほか、誤りは訂正してある。その際、同音漢字による書換えなど別字は採用していない。

また、各資料の冒頭に、資料形態などの〈編者注〉およびごく簡単なく小解題を添付した。ただし、それらの全体的な意義や位置付けなどの詳細は、別稿の〈論文〉を参照されたい。

キーワード 身体障害者福祉法、身体障害者保護更生法、傷痍者保護更生法、
傷痍者福祉法、木村文書

目次

- 資料1 傷痍者保護更生対策要綱案／厚生省社会局 1948.7頃
- 資料2 傷痍者保護更生対策案 1948.8頃
- 資料3 身体障害者保護法案要綱（1948.10.30／参・法）
- 資料4 身体障害者福祉法案要綱（1948.11.11／参・法）抄

- 資料5 傷痍者の保護更生に関する法律案内容としての各方面の要望事項 1948.12
 資料6 傷痍者の保護更生に関する法律案要綱／社会局更生課試案〔要綱 a〕 1948.12
 資料7 傷痍者の保護更生に関する法律案について推進委員会各委員より提案あった事項 1949.1.10
 資料8 傷痍者福祉法案（仮称）に関する推進委員の意見・提案（3点を抄） 1949.1
 資料9 傷痍者の保護並びに更生に関する法律案要綱〔要綱 b〕 1949.1 or 2頃

（以上は本号、以下は次号）

- 資料10 身体障害者保護更生法案（試案）／（更生課）〔①案〕 1949.2頃
 資料11 身体障害者福祉法案〔③案〕 1949.3
 資料12 身体障害者福祉法案／社会局（1949.8.1 第六次）〔⑥案〕
 資料13 立案過程に登場した各法案（①案～⑫案）の変化状況一覧

資料1 傷痍者保護更生対策要綱案／厚生省社会局 1948.7頃

〔編者注〕

原本の資料形態は、謄写印刷・B5判大・縦書・9頁分（表紙なし）である。日付の記載はないが、内容からすると48.7頃の更生課の新設が決定される以前のもと思われる。見られるように、作成主体は「厚生省社会局」と記載されている。

〔小解題〕

本資料は、編者注にも記したように、「厚生省社会局」と記され、謄写印刷されたものであるから、社会局の局議などで提起された方針案とでも言える文書と思われる。資料中にもあるように、傷痍者対策のための新しい専管局設置や、関係各省の協力、政府としての法整備・予算確保の措置を打出しているものだが、実際には、局の設置案も更生課の新設にとどまった。

したがって、それが社会局の局議等で提起され、一定の同意を得たものであると思われる。その意味で、この時期の社会局の傷痍者対策の内容・方向を示す文書と考えられる。

〔本文〕

傷 痍 者 保 護 更 生 対 策 要 綱 案

厚生省社会局

第一 趣旨

現在の経済姿勢下では身体健全な者と雖も生計を維持することに相当困難な状態であるが、戦禍、工場鉱山等の職場に於ける災害、事故等により、両眼を失明し、或は手足を切断し、或は不治の疾病等のため、終生肉体的及精神的ハンデキャップを有する傷痍者の多くの生活は真に容易ではなく甚しく困窮してゐる。

此等の傷痍者は現在推定五十万人に達し生活保護法に該当する者に対しては他の生活困窮者と同様無差別平等に同法により保護を受けてゐるが、之等傷痍者には単に金銭給与のみでは容易に普通人の生活水準に達し得ない、即ち其のハンデキャップを補ふに足る医療の措置、職業或は生業の措置、或は義肢の措置等を総合的に夫々の身体的欠陥に最も必要とする相応の保護更生対策を併行的に行つて、一般社会人に劣る生活能力の部分を補はなければ此等の人々の生活の安定

は到底望み得ず永久に要保護者として失意と昏迷の域に止めるに過ぎず、且又国家財政の見地からも不利益であるのみならず、若しこれを放置するならば、徒に不平不満を抱き遂には政府に対し怨嗟の声を放ち、悪の道に、或は過激極端な思想動向に赴く恐れがあるから、早急に適切な対策を実施し、以て傷痍者生活の安定を図り福祉を増進すると共に傷痍者の残存能力を活用して日本産業再建に寄与せしむるため左の方法に依る対策を関係各省協力の下に強力且積極的に実施する。

第二 方針

- (1) 保護更生対策の樹立は勿論、対策の実施に際しても、傷痍の原因、傷痍の程度及性別等に拠って差別することなく夫々の保護の必要度に応じて無差別平等に取扱ひ、特に旧軍人軍属に対して優先的保護を行はない。
- (2) 傷痍者の保護更生は、政府（都道府県庁含む）の責任に於て行ひ、半官半民又は民間の団体等に責任を委譲転嫁しない。但し民間の自発的な援護事業は禁じない。
- (3) 保護更生対策は単なる名目又はゼスチュアに終らしめず積極的対策を樹立し、敏速に之を実施して実質的且効果的に行ひ、一応の保護更生を短期間に完了するやう努める。
- (4) 保護更生対策の樹立及び実施は、厚生省が主となりこれに当るが、労働、文部、大蔵、運輸商工、農林、その他関係各省（地方庁と各省出先機関も同様）緊密なる連絡の下に推進し適切なる統制の下に実効を挙げるやう努める。
- (5) 特に重度傷痍者の保護更生については、個々別々に行はず、医療保護、生活保護、職業並に生業保護、義肢の製作修理等を総合的に貫して行って自立更生を速かならしめると共に、現在の経済情勢下では通常の労働市場での消化は殆んど不可能であるから努めて自営業若しくは中小企業等に依って自立更生するやう指導する。

第三 対策

（一）一般的対策

1 傷痍者保護対策委員会の機能強化

曩に中央及地方に設置した傷痍者保護対策の調査、審議機関としての機能を強化すると共に強力なる推進機関とする。

2 傷痍者及一般社会人に対する啓発

映画、演劇、新聞、ラヂオ、雑誌等を通じて傷痍者の自力更生の意慾を昂揚し併せて現行施策を周知すると共に一般社会人に対し傷痍者に対する理解を深め雇傭の促進其の他傷痍者の更生に理解と協力を求める。

3 表彰の実施

傷痍を克服、更生し他の模範たる傷痍者と援護に功勞ある一般社会人を毎年特定の期日を選び表彰する。

4 実態調査の実施

対策実施の基本資料とすると共に一般社会人の関心を昂めるため必要事項を網羅したカードに依り全国傷痍者の実態調査を実施する。

5 傷痍者の旅客運賃の無賃及割引

重度傷痍者の旅客運賃は付添を要する程度の者に対しては無賃とし、その他の重度傷痍者に対しては割引を行ふ。

6 傷痍者の恩給制度の改正

文官恩給制度の改正、厚生年金保険法改正に伴ひ傷痍者の恩給制度を改正する。

(二) 失明者対策

1 盲人福祉法の制定

盲人の福祉増進を図るため盲人福祉法を制定して、盲人の登録、杖の特定、免税、盲人用郵便物の料金割引、就学費の補給、付添人の旅客運賃割引等を行ふ。

2 中途失明者の保護

中年にして失明せる者は、概数二万と推定せらるゝが之等の者は先天性失明者と異なり保護更生に諸種の困難があり、加ふるに相当年齢に在り家族を有する者も多数であるから特に急速に再起せしむる必要があるに不拘、之が保護更生施設としては僅かに全国二ヶ所の光明寮が存在するに過ぎず希望者の要求に応じ難い現状であるから、既存光明寮の拡充を図ると共に枢要の地に増設すること。

尚家庭の事情に依り光明寮に入り得ない者のために地方の盲学校に編入学せしむるやう措置する。

3 盲婦人の保護

盲婦人の相当多数は、あん摩として生活してゐる者が兎角不健全な生活に陥る傾向に在るから、今後適職を与へて生活安定化するやう保護する。

4 盲聾啞者の職業補導機関の設置

収容設備を併設した盲人の職業補導機関を設け、あん摩、はり、きゅう以外の新職業の研究及補導機関を全国枢要の地に設置する。

5 盲人図書館の設置

盲人の教養と盲界文化の向上の為に盲人図書館を設置し、併せて巡回文庫の制度を設ける。

6 盲人図書の刊行奨励

盲人の教養向上に資するため、盲人図書の刊行奨励の措置として用紙の優先割当或は優良図書に対し奨励金交付等を行ふ。

7 技能修得費の増額支給

盲人の職業補導は、他の場合と異り費用が多額を要するから、特に技能修得費を増額支給する。

(三) 肢体不自由者（四肢切断者）対策

1 重度傷痍者の更生機関の設置

重度傷痍者に対し、医学的、心理的、精神的処置を加へて残存能力の検査、適応性検査をなして然る後科学的な職業訓練補導を加へて、自立更生せしめる機関（リハビリテーション・センター）を全国枢要の地に設置する。

2 収容並授産施設の増設

身体に重度のハンデキャップを有するため、通常の職場に就き得ない傷痍者のために、既に全国十二ヶ所に住居と職場（授産施設）を直結した施設を置いたが、この施設は傷痍者がかつ望し且配置が全国的でないから今後枢要の地に増設する。

3 義肢行政の一元化

現在義肢行政が各省に分属するため、義肢の進歩に不利益が多く且傷痍者の不便も多いから義肢行政を一元化して義肢の改良進歩を図る。

4 義肢研究機関の設置

義肢（補導費〔補装具の誤りか〕を含む）の改良発達を図るため、総合的義肢研究機関を設置する。

5 義肢の製作及修理施設の整備拡充

義肢の製作及修理施設としては、国営十一、公営三十五、公益財団営三、民営約八十であるが、現況は概ね十分に機能を発揮する域に達せず、且又需要を充し得ない実情に在るから、技術者の待遇向上、優秀資材の増配、機会設備の充実等をなし、施設を拡充すると共に併行して巡回修理等も行ふ。

6 義肢の部品の規格統一及最高価格の設定

義肢用資材の活用と傷痍者及国費負担の軽減を図り、併せて義肢の進歩を図るため義肢の部品の規格統一及最高価格を設定する。

7 生業扶助制度の改善

生活保護法の生業扶助額の限度の引上及技能研修支給額限度の引上げを行ひ、自立更生を促進する。

8 生業資金の貸付の実施

傷痍者の自立更生を促進するため、生業資金の貸付限度を引上げて貸付を行ふ。

(四) 内部疾患及特殊患者対策

1 内部疾患更生機関の設置

医療管理の下に内部疾患患者の職業補導或は授産を加へ、漸次普通の職業に就かしむる更生機関を設置する。

2 特殊患者収容施設に授産設備の設置

頭部、精神、脊椎其の他の特殊患者収容施設に授産設備をなし、これ等の人々に勤労の喜びを与へると共に、生産に寄与せしむる。

3 生業扶助及生業資金貸付の実施

内部疾患患者の特殊性に照し、通常の労働市場に送ることは困難があるから努めて生業扶助、生業資金の貸付を行って自立せしむる。

第四 対策の企画及実施機構の強化

1 中央に保護更生対策の総合的企画並に其の実施を専管する局を設置する。

2 地方庁には中央機構に対応して専管の課又は係を設置する。

3 傷痍者保護対策地方委員、民生委員等を指導訓練して困窮傷痍者の迅速な発見と適切な指導と助言に当らしめる。

4 日本赤十字社初め社会事業団体、教育団体、労働団体の積極的協力を求める。

第五 政府は本措置の急速なる実効を期するため必要な法制的及予算的措置を講ずる

資料2 傷痍者保護更生対策案 1948.8頃

〔編者注〕

原本の資料形態は、タイプ印書・B5判大・縦書・5頁分（表紙なし）である。日付・作成主体名などの記載はないが、内容からすると、更生課設置（8.11）の直前か直後（8月中～下旬）に社会局内（直後の場合は更生課）で作成されたものと思われる。

〔小解題〕

本資料は、その内容からして、更生課の新設に伴う更生課の具体的な対策の方針をまとめた文書だと思われる。前掲の資料1に見られたように、傷痍者対策の基本方向が打出

され、更生課の設置が確定（または実現）すれば、より具体的な形で、更生課としての方針を明確にしておく必要に迫られるだろう。

この文書は、そのために更生課設置の前後の時期に、社会局（または更生課）内でまとめられたものであろう。原資料が、タイプ印書であることからすると、更生課長予定者など（設置後なら課長ら）がまとめ、局のトップに報告・承認を求めたものである可能性が強い。

なお、資料中のEの(1)の備考に見られる「曾我案」とは、前掲の資料1のことであると考えてよいであろう。

〔本文〕

傷 痕 者 保 護 更 生 対 策 案

第一 方針

- A 現下の状況、殊にヘレンケラー女史来訪を契機として、傷痕者の自力更生の気力を振作し、且つ国民の傷痕者に対する理解と協力を更に深めること。
- B 傷痕者の実態を精確に把握すること。
- C 当面の措置として現行保護更生施策の浸透徹底を図ること。
- D 総合的基本対策を樹立し強力に実施すること。

第二 措置

A 啓蒙宣伝

ヘレンケラーキャンペーンに即応し左の事項を実施する。

- (1) 模範傷痕者及び援護功労者の表彰。
- (2) ラジオ、新聞、雑誌等を通ずる傷痕者保護、更生に関する各種宣伝、啓蒙運動。

B 傷痕者実態調査

傷痕者の実態を把握し、今後における施策の基礎たらしめると共に調査を通じ傷痕者の自力更生の気風を振作せしめ且つ啓蒙宣伝、現行施策の徹底を図る。

- (1) 傷痕者カードの調製（別票一）
- (2) 傷痕者の傷痕種類別と生活状況、職業状況、本人の志望との対比表調製（別票二）

〔編者注〕別票一と別票二の添付なし

C 現行施策の徹底

- (1) 民生委員による傷痕者家庭の一斉訪問並びに援護の浸透
- (2) 地方傷痕者対策委員会の整備（女史訪問地の委員会に補助金交付）
- (3) 傷痕者援護の手引配付
- (4) 既存授産施設（十二ヶ所）の整備促進（現在開設一ヶ所）
- (5) 生業資金の斡旋
- (6) 住宅入手における優先順位の確保
- (7) 義肢製作配給修理の円滑なる運営
- (8) 医療とアフター・ケヤーの強化
- (9) 授産並びに職業補導の強化
- (10) 雇傭促進

D 基本的対策の樹立

- (1) 保護更生組織の体系化と、その一元的運営とを図る。
 - (A) 傷痕者保護対策委員会の整備と法制化（状況により臨時国会に議員提出）

- (B) リハビリテーション・センターの設置（ネフ氏提案による）
 - (イ) 相模原、山中、別府、登別に設置（既存国立病院建物利用）
 - (ロ) 整形外科の整備強化、更生判定所、補導所の設置、義肢製作所の整備
 - (ハ) リハビリテーション・センター運営協議会の設置
 - (ニ) 地方巡回班の設置
 - (C) 地方行政機関、病院、療養所、授産場、収容施設、公共職業補導所、職業教育施設、公共職業安定所等とリハビリテーション・センターとの連絡強化
 - (D) 義肢行政の一元化と推進強化
 - (イ) 義肢関係施設の実体調査
 - (ロ) 義肢製作事業系統の可及的一元化
 - (ハ) 義肢製作に関する研究強化並びに総合的研究所の設置
 - (ニ) 義肢規格統一並びに標準価格設定
 - (ホ) 資材ルートの確立並びに資材確保
 - (2) 傷痍者に対する経済的援護の強化
 - (A) 重度傷痍者に対する運賃免除割引
 - (B) 技能修得費支給額の増額並びに生業扶助額の増額
 - (C) 庶民金庫、復興金庫等による傷痍者生業資金の貸付の実施
 - (D) 恩給増額
 - (E) 住宅斡旋の優先順位の確保と収容施設の増設
 - (3) 盲人福祉法の制定（状況により臨時国会に議員提出）
 - (4) 労働省所管職業斡旋事業の強化
 - ((2)の(C)、(E)は少くも引揚者と同等の処遇をすること)
- E 具体化の方策
- (1) 基本対策を傷痍者〔保護〕対策委員会に答申せしめこれを閣議決定とすること
 - 備考 右に関しては曾我案がある
 - (2) 右対策実施に必要な経費の予算化
 - (3) 地方庁における傷痍者対策の整備と強化
 - (4) 日赤その他の私設団体における傷痍者対策の促進
- F 閣議決定案における更生課の立場
- (1) 保護更生対策を一元化する目標の下に推進するが更生課としては差し当たり次の三つの案の実施が考へられる。
 - (イ) リハビリテーション・センター（義肢関係、補導所関係、運営協議会）の設置を更生課の所管とする案（橋頭ホ〔堡〕の確保）
 - (ロ) 義肢関係、運営協議会を更生課の所管とする案
 - (ハ) 運営協議会のみを更生課の所管とする案

資料3 身体障害者保護法案要綱（1948.10.30／参・法）

〔編者注〕

原本の資料形態は、謄写印刷・B5判大・縦書・8頁分（表紙なし）である。なお、タイトル・日付の次に記載されている「参・法」とは、参議院法制局を略したものと思

われる。議員立法による要請で、法制局が法案化したものである。

[小解題]

本資料は、参議院で議員立法による法案として法制局が作成したものと思われる。当初は、盲人福祉法の制定運動の働き掛けもあり、盲人福祉法として議員立法することが伝えられたようだが、賛同議員の検討の結果、タイトルのように対象を拡大して、他の障害者にも広げる形で作成されている。その名称に「身体障害者」が用いられたのは、これが初めてと思われる。

[本文]

身体障害者保護法案要綱

二三・一〇・三〇 参・法

(目的) 参照 生活保護法第一条／児童福祉法第四十三条

第一 この法律は、身体の機能が不自由なために、生活上、就業上不利な条件にある者に対して、国又は地方公共団体が保護、指導を与えることによって、その生活の向上を図ることを目的とする。

(定義) 参照 恩給法施行令第二十四条の二

第二 この法律で身体障害者とは次のものをいう。

視力障害者 両眼の視力が明暗をも区別できないものまたは〇・一に満たないもの

聴力障害者 両耳の聴力が尋常の話し声を〇・五メートル以上離れては解することができないもの

作業障害者 一方の手又は脚が作業能力を失ったもの

(届出)

第三 身体障害者は、命令で定める手続によって、保健所、官公立の病院又は都道府県知事が指定する医師の診断書を添えて、市町村長（特別区の区長を含む。）に届け出なければならない。

(身体障害手帳) 参照 児童福祉法第二十一条

第四 都道府県知事は、命令で定める手続によって、前条の届出をした身体障害者に対して、身体障害手帳を交付しなければならない。

都道府県知事は、必要があると認めるときは、医師を指定して、前条の届出をした身体障害者について、診断を受けさせることができる。

(身体障害者世話委員会) 参照 児童福祉法第八条～第十条

第五 身体障害者の生活向上に関する事項を調査審議するため、中央身体障害者世話委員会及び地方身体障害者世話委員会を置く。

地方身体障害者世話委員会は、都道府県ごとに置く。

第六 中央身体障害者世話委員会は厚生大臣の、地方身体障害者世話委員会は都道府県知事の管理に属する。

中央身体障害者世話委員会は、厚生大臣の相談に答え又は関係行政庁に意見を述べることができる。

第七 身体障害者世話委員会は、特に必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第八 中央身体障害者世話委員会は委員三十人以内で、地方身体障害者世話委員会は委員二十人以内で組織する。

身体障害者世話委員会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員置くことができる。

中央身体障害者世話委員会又は地方身体障害者世話委員会の委員及び臨時委員は、関係行政庁の官吏又は吏員、身体障害者の保護、治療その他生活向上に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府県知事が命ずる。

障害者世話委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

第九 この法律で定めるものの外、委員の任期及び委員長の職務その他身体障害者世話委員会の運営に関し必要な事項は、命令で定める。

(身体障害者指導委員)

参照 児童福祉法第十一条～第十四条

第十 市町村（特別区を含む。）の区域に身体障害者指導委員を置く。

身体障害者指導委員は、身体障害者の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な助言を与える等その生活向上に努める。

第十一 民生委員法による民生委員は、身体障害者指導委員に充てられたものとする。

第十二 此の法律で定めるものの外、身体障害者指導委員に関し必要な事項は、命令で定める。

(職業指導)

参照 職業安定法第二十二條、第二十六條／同法施行規則第十七條、第十八條

第十三 労働大臣の指定する公共職業安定所には、身体障害者に対する特別の職業指導に関する事項を専管する部門を設置して、身体障害者に適応する職場の開拓に努めなければならない。

第十四 労働大臣の指定する都道府県は、身体障害者に対する特別の職業補導所を設置しなければならない。

(保険料の負担)

第十五 身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者の支払うべき国民健康保険の保険料は、国庫が負担する。

(保健所の利用)

参照 保健所法第九條、同規則第十三條

第十六 保健所は、身体障害者手帳を提示して試験、検査又は治療を求める身体障害者に対して、無料で、その求めに応じなければならない。

(国鉄運賃の割引)

参照 [記載なし]

第十七 附添人がなければ旅行のできない身体障害者及びその附添人に対する国有鉄道の旅客運賃は、普通旅客運賃の半額とする。

前項の割引を受けるには、身体障害者手帳を提示しなければならない。

(郵便料の免除)

参照 郵便法第十七條、第二十條、第二十六條

第十八 盲人用点字だけを使った印刷物を内容とする開封の郵便物は、無料で差し出すことができる。

(所得税の軽減)

参照 所得税法第九條

第十九 身体障害者の給与所得に対する所得税については命令の定めるところにより、百分の五十を軽減する。但し年中の収入金額が二十四万円を超える場合はこの限りでない。

(地方税の免除)

参照 児童福祉法第五十七條／生活保護法第四十條

第二十 都道府県、市町村その他の公共団体は、左の建物及び土地に対しては、租税その他の公課を課することができない。但し経営者が家賃又は地代を支払って使用している場合はこの限りではない。

一 主として身体障害者の生活向上を図る事業のために使う建物

二 前号の建物の敷地その他主として身体障害者の生活向上を図る事業のために使う土地

附 則

この法律は、公布の日から起算して六十日経過した日から施行する。

資料4 身体障害者福祉法案要綱（1948.11.11 / 参・法）抄

〔編者注〕

原本の資料形態は、謄写印刷・B5判大・縦書・8頁分（表紙なし）である。前掲の資料3と同じく、タイトル・日付の次に記載されている「参・法」とは、参議院法制局を略したものである。内容上は、依頼議員の意思で修正したものであろう。

なお、掲載にあたっては、前掲の資料3と同文の条項または用語のみの修正を行なった部分は、省略またはその修正内容が判るように注記し、抄録してある。

〔小解題〕

本資料は、前掲の資料3の法案を修正したものである。その名称に「身体障害者」とともに、「福祉法」という名称が使われており、これは日本では初めての呼称であり、注目に値する。ただし、この法案は、理由は詳らかにされていないが、国会に提案されるまでには至らなかった。おそらく、GHQの公衆衛生福祉局（PHW）が関与して厚生省社会局（更生課）が法案作成作業に着手する状況があつて、とりやめになったものと思われる。

〔本文〕

身体障害者福祉法案要綱*

二三・一〇・三〇 参・法

* 法案タイトル中の「福祉」の字句は、印刷された原本の「保護」をペン字で修正したものであるが、本文中の他の文字（誤字）についても同様にペン字で書込みしたものがあつたことから、ここでは誤記の訂正と判断した。

〔目的〕

第一 〔略〕（前掲の資料3の第一と同じ）

〔定義〕

参照 恩給法施行令第二十四条の二

第二 この法律で身体障害者とは左に掲げる者で治癒の見込のないものをいう。

視力障害者 両眼の視力が明暗をも区別できない者又は視標〇・一が〇・五メートル以上離れては判別できない者

聴力障害者 両耳がつんばである者又は両耳の聴力が尋常の話し声を〇・五メートル以上離れては解することができない者

作業障害者 双方若しくは一方の手又は脚を失つた者又はその機能が通常の作業に堪えない者

（身体障害者福祉委員会）

参照 児童福祉法第八条～第十条

第三～第七 〔略〕（前掲の資料3の第五～第九の「身体障害者世話委員会」の名称を「身体障害者福祉委員会」と修正、その他は同じ）

（身体障害者世話委員）

参照 児童福祉法第十一条～第十四条

第八～第十 〔略〕（前掲の資料3の第十～十二の「身体障害者指導委員」の名称を「身体障害者世

話委員」と修正、その他は同じ)

(身体障害者福祉研究所)

参照 児童福祉法第十五条～第十八条

第十一 身体障害者の身体機能増進に関する事項、及びその職業能力の向上に関する事項、並びに視力障害者に対する文化の向上に関する事項の調査、研究及び指導に当るため身体障害者福祉研究所を置く。

身体障害者福祉研究所は厚生大臣の所管に属する。

第十二 身体障害者福祉研究所の事務に関しては、労働大臣及び文部大臣も亦必要な指示をすることができる。

第十三 身体障害者福祉研究所に所長及び所員を置く。

所長は、厚生大臣の監督を受け、所務を統括する。

所員は、所長の監督を受け、前条に規定する調査、研究及び指導を掌る。

第十四 この法律で定めるものの外、身体障害者福祉研究所に関し必要な事項は、命令で定める。

(職業指導)

第十五～第十六 [略] (前掲の資料3の第十三～十四と同じ)

(届出)

第十七 [略] (前掲の資料3の第三と同じ)

(身体障害手帳)

第十八 [略] (前掲の資料3の第四と同じ)

(保険料の負担)

第十九 [略] (前掲の資料3の第十五と同じ)

が負担する。

(保健所の利用)

第二十 [略] (前掲の資料3の第十六と同じ)

(技能証明)

参照 職業安定法第十七条第三項、第二十三条、労働基準法第三条

第二十一 公共職業安定所は、身体障害者について職業の紹介をするときは、適性検査及び職業技能検査を行った上、その結果を身体障害手帳に記入しなければならない。

使用者は、前項の身体障害手帳に記入された技能に応じて労働条件を定め、身体障害者であることを理由として、差別的取扱をしてはならない。

(国鉄運賃の割引)

第二十二 [略] (前掲の資料3の第十七と同じ)

(所得税の軽減)

第二十三 [略] (前掲の資料3の第十九と同じ)

(地方税の免除)

第二十四 [略] (前掲の資料3の第二十と同じ)

附則 [略] (前掲の資料3の附則と同じ)

[編者注] 以上の他に、前掲の資料3には、第十八(郵便料の免除)の規定があったが、それに該当する条項はなく、削除されている。

資料5 傷痍者の保護更生に関する法律案内容としての各方面の要望事項 1948.12

〔編者注〕

原本の資料形態は、タイプ印書・B5判大・縦書・2頁分（表紙なし）のものと、まったく同文の謄写印刷・B5判大・縦書・3頁分（表紙なし）のもの、2点が存在する。ともに、日付・作成主体等の記載はない。

ただし、他の資料から、後者の謄写印刷版は、1948年12月に開催された法制定のための円卓会議ないし法制定推進委員会で、社会局（更生課）が配付したものであることが判明している。したがって、前者のタイプ印書のものは、その原文にあたると言える。

〔小解題〕

本資料は、編者注で触れたように、社会局更生課が48年12月の会議で配付し、制定すべき法案のあらましを説明し、委員らの意見・提案を求めるために、このような形で作成したものと考えられる（GHQ文書によれば、説明者は木村社会局長）。

このような形を採ったのは、法案の性格や基本内容が十分に固まっておらず、いわば法案要綱の身代わりとして配付・説明したものであろう。なお、関連するものに、後掲の資料6がある。

〔本文〕

傷痍者の保護更生に関する法律案内容としての各方面の要望事項

第一 目的

傷痍者が傷痍の原因の如何を問はず、無差別平等に国、地方公共団体及び国民から保護をうけ且つ傷痍者が自ら速かにその傷痍を克服して、社会活動に参加し、社会に寄与することが出来るように、国、地方公共団体、及び国民が援助することを目的とする

第二 対象

盲者、聾啞者、四肢切断者、四肢機能障害者及び結核性疾患にかゝつてゐる者の中永久排菌者を対象とする

第三 保護機関

- (1) 中央、都道府県及び市、地方事務所単位に傷痍者保護更生協議会をおく
- (2) 市区町村に傷痍者保護委員をおく

第四 保護更生の措置

- (1) 傷痍者登録の実施
- (2) 盲聾啞者その他の安全杖の給与
- (3) 都道府県の義肢製作修理費補助
- (4) 国有鉄道旅客運賃の減免
- (5) 住宅の優先的斡旋
- (6) 傷痍者就職の優先的斡旋
- (7) 勤労による所得に対する所得税の減免
- (8) 恩給の増額
- (9) 地方公共団体の失明防止傷痍防止の啓蒙指導義務
- (10) 地方公共団体の集団検診早期治療措置の義務

第五 保護更生施設

- (1) 都道府県に傷痍者生活相談所を設置する
- (2) 国立傷痍者更生指導所を設置する
- (3) 国立光明寮を増設強化する
- (4) 都道府県に傷痍者を対象とする授産場その他の職業更生施設を設置する
- (5) 国及び都道府県に、結核患者中永久排菌者の療養作業聚落を設置する
- (6) 国又は都道府県は、国立療養所等に附属するものとして結核軽快患者の作業訓練施設を設置する

第六 費用負担

国庫は前記各事業に対する都道府県の経費について相当額を負担する

資料6 傷痍者の保護更生に関する法律案要綱／社会局更生課試案〔要綱 a〕 1948.12

〔編者注〕

原本の資料形態は、タイプ印書・B5判大・縦書・2頁分（表紙なし）である。日付の記載はないが、社会局更生課が作成した試案であることが記されている。その内容から、前掲の資料5との関係で、1948年12月に作成したものである。

〔小解題〕

本資料（「要綱 a」と呼ぶ）は、その内容が前掲の資料5と、ごくわずかの点を除き、ほとんど同じものである。しかも、タイプ印書版しかないなどの理由もあり、社会局更生課が資料5とほぼ併行して作成したものと考えられる。

タイトルに付されたように、更生課内部で一応作成した試案ではあるが、12月に開催された法制定のための円卓会議ないし推進委員会では、配付されなかったもので内部用の資料と思われる。

〔本文〕

傷痍者の保護更生に関する法律案要綱

社会局更生課試案

第一 目的

傷痍者が傷痍の原因の如何を問はず、無差別平等に国、地方公共団体及び国民から保護をうけ且つ傷痍者が自ら速かにその傷痍を克服して、社会活動に参加し、社会に寄与することが出来るように、国、地方公共団体、及び国民が援助することを目的とする

第二 対象

盲者、聾啞者、四肢切断者、四肢機能障害者、及び結核性疾患にかゝってゐる者の中永久排菌者を対象とする

第三 保護機関

- (1) 中央及び都道府県に傷痍者保護更生審議会をおく
- (2) 厚生省社会局を強化すると共に、都道府県に主管課を新設又は強化する
- (3) 市区町村の担当係を強化し且つ民生委員活動を更に徹底せしめる

第四 保護更生の措置

- (1) 傷痍者登録の実施
- (2) 盲聾啞者その他の安全杖の給与
- (3) 都道府県の義肢製作修理費補助
- (4) 国有鉄道旅客運賃の減免（附添を要する程度の傷痍者に対するもの）
- (5) 住宅の優先的斡旋
- (6) 傷痍者就職の優先的斡旋
- (7) 勤労による所得に対する所得税の減免
- (8) 地方公共団体の失明防止の啓蒙指導義務
- (9) 地方公共団体の集団検診早期治療措置の義務

第五 保護更生施設

- (1) 都道府県に傷痍者生活相談所を設置する
- (2) 国立傷痍者更生指導所を設置する
- (3) 国立光明寮を増設強化する
- (4) 都道府県に傷痍者を対象とする授産場共同作業所その他の職業更生施設を設置する
- (5) 国及び都道府県に、結核患者中永久排菌者の療養作業聚落を設置する
- (6) 国又は都道府県は、国立療養所等に附属するものとして結核軽快患者の作業訓練施設を設置する

第六 費用負担

国庫は前記各事業に対する都道府県の経費について相当額を負担する

資料7 傷痍者の保護更生に関する法律案について推進委員会各委員より提案あった事項 1949.1.10

〔編者注〕

原本の資料形態は、謄写印刷・B5判大・縦書・9頁分（表紙なし）である。日付は記されているが、作成主体名の記載はない。

〔小解題〕

本資料は、前掲の資料5（要望事項）に沿って、各推進委員から提出された制定さるべき法案への意見・提案を、更生課で各項目ごとに取りまとめ、49年1月に開催される推進委員会の審議用に、配付したものである。

なお、各委員から提出された意見・提案自体も、謄写印刷された資料が存在し、あわせて委員会の審議用に配付されている（後掲の資料8として抄録）。

〔本文〕

傷痍者の保護更生に関する法律案について推進委員会各委員より提案あった事項

一九四九、一、一〇

第一 目的

(A) 前回委員会に資料として提出した「要望事項」と同文のもの

(盲人部、結核部、産業安全部各委員)

(B) 前記要望事項の文言中に

……速にその傷痍を克服して更生し、「ハンディキャップの程度に応じて」自ら社会活動に参加し……と「 」を挿入する。 (本名委員)

(C) この法律は傷痍により保護を要する状態にある者に対し国及び地方公共団体が援護する責任を有し、国民の協力の下に傷痍者の独立自活の途を拓きその福祉を増進することを目的とする。 (青木委員)

(D) すべて国民は傷痍者を庇護しなければならない。

国及び地方公共団体は、傷痍を予防し、傷痍者の治療、更生の為の収容療護を必要とする場合には、適当なる施設の下にこれを更生せしめる責任を負う。 (高木委員)

第二 対象

(A) 範囲

傷痍区分	委員名	盲人部 委員	本 委 員	青 委 員	高 委 員	結核部 委員	聾啞部 委員	産業安全 部委員
盲者		○	○	○	○	○		
聾啞者		○	○	○	○	○		
四肢切断者		○	○	○	○	○		
肢体機能障害者		○	○	○	○	○		
結核・永久排菌者		○		○	○	○		
精神薄弱者				○	○			
中枢神経（機能）障害者			○			○		
その他命令で定めるもの				○				

- 註 (1) 本名委員は、「結核患者に対しては別の法令に規定する」とされている。〔また〕傷痍の定義は政令を以て規定する〔とされている〕。
- (2) 高木委員は、満十八歳以上の者のみを本法の対象とするものとされている。
- (3) 青木委員は、其の他命令で指定する傷痍者と範囲を広くとってられる。
- (4) 結核部委員は、別に定める結核性疾患その他の疾患にして後保護を要するものとされている。

(B) 定義

盲

視力矯正器を用いても眼前一米の距離にあつて指数を弁じ得ないもの（視力〇・〇二以下）とする。視力障害により視力を要する一般生業に従事することの出来ない者（視力〇・〇四以下）を準盲人とする。 (盲人部委員)

両眼の視力が視標〇・一を二米以上では弁別し得ない者、但し屈折異常の者については矯正視力により、視標は万国共通視力標による。 (青木委員)

聾啞者

両耳の聴力が〇・〇五米以上では大声を解すること出来ず且つ言語の機能に大いに妨げのある者。 (青木委員)

肢体不自由者

原因の如何を問はず、骨関節、筋、腱、神経、脳、脊椎の疾患又は四肢における欠陥（四肢若しくはその一部の欠損）によって肢体に不自由なところあるため生業能力遞減者となり或はそれとなる虞れある者。 (高木委員)

四肢切断者

腕関節以上にて一上肢を失った者又は足関節以上にて一下肢を失った者並びにこの二者の

中何れかを伴った傷痕を受けた者。 (青木委員)

機能障害者

頭部、脊椎等に傷痕をうけ精神的又は身体的作業能力を著しく妨げる者。 (青木委員)

第三 保護機関

各委員の提案は何れも前記要望事項記載通り、中央及び都道府県に傷痕者保護更生協議会をおき、市区町村に保護委員をおくことに一致しているが猶その外に左の要望がある。

- (1) 中央に厚生局をおき、厚生局及び都道府県庁に盲人課をおく。
- (2) 傷痕者福祉協議会に中央、地方の盲人団体より若干名を加える。
- (3) 市区町村に盲人福祉委員をおき、その中に地元盲人団体の有力者を加える。
(以上、盲人部委員)
- (4) 都道府県に傷痕者福祉司をおく。 (青木委員)
- (5) 市区町村及び大事業所に傷痕者保護委員をおく。 (結核部委員)

第四 保護更生の措置

各委員の提案は概ね前述要望事項列記のものについては賛成であるが、その外に附加されているものは次の如くである。

- (1) 盲学校高等部鍼灸科を卒業した者に対しては無試験にて免許を与えること。
- (2) 政府専売品の営業販売の優先的許可。
- (3) 公共施設における職場又は売店の優先的斡旋。
- (4) 図書の点訳、点字図書の出版、及びラヂオ設置に対する補助。
- (5) 盲導犬飼育費の補助。 (以上、盲人部委員)
- (6) 傷痕者実態調査を毎年一回全国的に実施する。
- (7) 盲者に必要に応じ義眼を与え、ろう者に携帯用聴音機を、肢体機能障害者(不自由者)に適當の補助器を、中枢神経機能障害者には車椅子又は安全杖を、それぞれ与え又は斡旋する。
(以上、本名委員)
- (8) 児童福祉法の適用の継続を必要とする者については命令の定めるところにより適當なる措置をとること。 (高木委員)
- (9) 交通機関及び通行者は安全杖保持者の安全保護のため善良なる注意を払わねばならぬ。
- (10) 本法の制定及び実施に際しては、職業斡旋、資金の融通、住宅供給、社会保険の給付、恩給等についての改善の措置を講じ、尚国民の啓発を強力に行うこと。 (以上、青木委員)
- (11) 就職の優先的斡旋について、職業相談所の専門職員の講習、災害保障の免除、拘束時間の特例(労働基準法の特例)。
- (12) 生活保護法、健康保険法による特殊勤務者の保護。
- (13) 専門作業所における事業税免除、原料優先配給。
- (14) 退所症状による回数の限定(本人に対する義務)。 (以上、結核部委員)
- (15) 一定規模以上の企業者に対する傷痕者の強制雇傭を命ずること。
- (16) 前号の特殊労働契約は主務官庁の認可を要する。
- (17) 前二号の特殊雇傭者は、一定期間無償で、特殊研究機関に委託して指導訓練をうけさせることができる。
- (18) 傷痕者を雇傭させられた使用者は、特殊設備について国に補償を要求することができる。
(以上、武田委員)

第五 保護更生施設

(A) 傷痕者生活相談所、国立傷痕者厚生指導所、国立光明寮については各委員共賛成である。

(B) 右の外の各委員の提案事項は次の通りである。

- (1) 盲幼児・盲女子・盲病弱者の収容施設を設けること。
- (2) 国立点字図書館、点字出版所を設置する。
- (3) 国立盲導犬訓練所を設置すること。 (以上、盲人部委員)
- (4) 都道府県又は市区町村に傷痍者収容施設を設ける。 (本名委員)
- (5) 肢体不自由者福祉施設は肢体不自由者を治療すると共に、独立自活に必要な技能を与へる事を目的とする施設とする。 (高木委員)
- (6) 特殊労働者の生産能率と労働安全の向上を期するため生産技術研究所（国立）を設ける。
- (7) 特殊技能、特殊施設の監督、指導を担当する官吏を設ける。
- (8) この法律施行の諮問機関として特殊専門家、使用者、傷痍労働者より成る常置委員会をおく。 (以上、武田委員)

第六 費用負担

(A) 本法に依る費用は原則として、国及び地方公共団体の負担とすること。但し、費用を負担し得る者からは、その実費を徴収する。

地方公共団体の経費に対しては、国庫より補助をすること。 (青木委員)

(B) 方針として費用の大部分を国費から支出する。

費用の一部は都道府県、又は地方公共団体から支出し或は寄附金（募金）を以てあてることができる。 (本名委員)

資料8 傷痍者福祉法案（仮称）に関する推進委員の意見・提案（3点を抄） 1949.1

〔編者注〕

原本の資料形態は、8a（本名委員）が謄写印刷・B5判大・縦書・5頁分、8b（青木委員）が謄写印刷・B5判大・縦書・5頁分、8c（高木委員）が謄写印刷・B5判大・縦書・6頁分である（いずれも表紙なし）。それぞれに、日付の記載はないが、1月に開催する推進委員会で配付するために、更生課で謄写印刷したものと思われる。

〔小解題〕

本資料は、前掲資料7にまとめられている推進委員から提出された7点の意見・提案のうち、比較的法案としての内容が整っているもの3点を選んで収録した。個々の委員の意見・提案が提出されたそのままの形で見る事ができる。

なお、推進委員会委員の意見・提案は、木村文書中には7点あるが、掲載を省略したものは、以下の4点である。

1. 産業安全部委員（武田氏案）
2. 盲人関係分科委員会案
3. 結核部委員（国立療養所課案）
4. 委員氏名不祥のもの

8a（本名文任案）

傷痍者福祉法案（仮称）に対する要望事項

（本名文任氏案）

一 目的

傷痍者はその原因の如何を問はず無差別平等に国家、地方公共団体及国民から適切な保護を受

け速かにその傷痍を克服して更生しハンディキャップの程度に応じて自ら社会活動に参加し社会に寄与する事が出来る様に国、地方公共団体及国民から必要の援助を与えられる。

二 対象

- 1 傷痍者とは盲者、ろう者、啞者、四肢切断者、肢体機能障害者及び中枢神経（機能）障害者を言う（結核患者に対しては別に考慮する）。
- 2 傷痍者の基準は政令を以って定める。

三 保護更生機関

- 1 中央及各都道府県に傷痍者保護更生（福祉）協議会（仮称）を置く。
- 2 市区町村に傷痍者保護（福祉）委員を置く。

四 保護更生措置

- 1 傷痍者登録の実施。
 - A 市区町村長はその管轄区域内に居住する傷痍者を届出で都道府県知事に登録申請する。
 - B 都道府県知事は傷痍者を登録したときはその傷痍者に傷痍者手帳（と傷痍者記章）を交付しこれと同時に市区町村長に必要な事項を連絡する。

市区町村長は登録された傷痍者に関して必要な事項を傷痍者台帳に記入する。
- 2 傷痍者実態調査
毎年一回全国的に傷痍者実態調査を行う。
- 3 盲者には安全杖を与へ、或は誘導犬を与へる事が出来る。又必要に応じ義眼を与へ或は斡旋する。
- 4 ろう者には、携帯用聴音機を与へる事が出来る。
- 5 四肢切断者には、松葉杖又は安全杖を与へる事が出来る。又速かに義肢を与へ或は斡旋する。
- 6 肢体機能障害（不自由）者には適當の補助器を与へ或は斡旋する。
- 7 中枢神経機能〔障害〕者には車椅子或は安全杖を与へ或は斡旋する。
- 8 傷痍者の義肢又は補助器の製作及び修理に就いては都道府県知事は速かに義肢向上を有する国立病院その他の義肢製作所へ連絡して、その製作又は修理を斡旋する。又之に要する費用は省令に規定する基準に従ひ生活保護法の扶助を受けている者にはその全額を、然らざる者には相当額を補助する。
- 9 傷痍者には旅客運賃の減免をする。
- 10 傷痍者の就職斡旋。

職業安定所は傷痍者の就職については優先的に斡旋する。
- 11 傷痍者の職業補導。
- 12 所得税の減免。

傷痍者の勤労所得に対しては（別に定める命令により）所得税を減免する事が出来る。
- 13 傷痍者の恩給（年金）増額。
- 14 傷痍者更生資金として低利資金の斡旋。

五 保護更生施設

- 1 都道府県に傷痍者相談所を設置する。
- 2 国立傷痍者更生指導所を設置する。
- 3 国立光明寮を増設強化する。
- 4 都道府県に傷痍者授産所を設置する。
- 5 都道府県又は市区町村に傷痍者収容施設を設け、或は傷痍者に住宅を斡旋する。

六 費用

方針として費用の大部分を国費から支出する。費用の一部は都道府県又は地方公共団体から支出し、或は寄付金（募金）を以って当てる事が出来る。

8b（青木委員案）

傷 痍 者 福 祉 法 案

（青木氏案）

第一 この法律は傷痍に因り保護を要する状態にある者に対し国及び地方公共団体が援護する責任を有し、国民の協力のもとに傷痍者の独立自活の途を拓き其の福祉を増進することを目的とすること。

第二 この法律で傷痍者とは左に掲げる者で症状が固定し作業に従事することの出来る者をいい、児童福祉法に該〔当〕しない者とする事。

一、盲人（両眼の視力が視標〇・一を二メートル以上では弁別し得ない者、但し屈折異常の者については矯正視力により、視標は万国共通視力標に依る）

二、聾啞者（両耳の聴力が〇・〇五メートル以上では大声を解することが出来ず且つ言語の機能に大いに妨げのある者）

三、四肢切断者（腕関節以上にて一上肢を失った者又は足関節以上にて一下肢を失った者並びに之の二者の中何れかを伴った傷痍を受けた者）

四、機能障害者（頭部脊椎等に傷痍を受け精神的又は身体的作業能力を著しく妨げる者）

五、精神薄弱者

六、結核軽快者（肺結核、喉頭結核の軽快した者で永久排菌者たる者）

七、其の他命令で指定する傷痍者

第三 傷痍者の福祉に関する事項を調査審議する為中央及各都道府県に傷痍者福祉委員会を置くこと。

第四 都道府県に傷痍者福祉司を置くこと。

第五 市町村に傷痍者福祉委員を置くこと。

第六 国は傷痍者の福祉増進の為、左の施設を行うこと。

一、傷痍者更生指導に関する施設

二、義肢の研究に関する施設

三、義肢の支給及修理に関する施設

四、傷痍者の職業補導に関する施設

五、傷痍者の授産に関する施設

六、結核軽快者に対する療養作業聚落に関する施設

七、其の他必要なる施設

第七 都道府県は左の施設を行うこと。

一、傷痍者の生活相談に関する施設

二、義肢の修理に関する施設

三、傷痍者の職業補導に関する規定

四、傷痍者の授産に関する施設

五、結核軽快者に対する療養作業聚落に関する施設

六、其の他必要なる施設

第八 国は中央傷痍者福祉委員会の意見を徴し、傷痍防止の措置に関する計画を樹立し、自ら之を

実施し、又都道府県として之を実施せしめねばならぬこと。

第九 都道府県は前項の事項を実施すると共に、傷痍者に対し計画的に集団検診を行い傷痍の再発増悪を防止し、且つ福祉増進に関する指導を行わねばならぬこと。

第十 市町村は命令の定める所に依り傷痍者の調査を行い、その台帳を備付け之を整理しなければならぬこと。

第十一 義肢の装着修理其の他福祉施設利用のため必要あるときは、命令の定める所に依り国有鉄道無賃乗車券を交付することが出来ること。

第十二 盲人、聾啞者に対しては交通安全の為命令の定める所に依り安全杖を支給すること。交通機関及通行者は安全杖所持者の安全保護の為善良なる注意を払はねばならぬこと。

第十三 本法に依る費用は、原則として国及地方公共団体の負担とすること。但し、費用を負担し得る者からは其の実費を徴収すること。

第十四 地方公共団体の経費に対しては、国庫より補助を為すこと。

第十五 本法の制定及実施に際しては職業斡旋、資金融通、住宅供給、社会保険の給付、恩給等についての改善の措置を講じ、尚国民の啓発を強力に行うこと。

8c (高木憲次委員)

タイトルなし

(高木氏案)

第一章 原理

第一条 すべて国民は傷痍者を庇護しなければならない。

第二条 国及地方公共団体は、傷痍を予防し傷痍者の治療・更生の為の収容療護を必要とする場合には適当なる施設の下に之を更生せしむる責任を負う。

第二章 定義

第三条 此の法律で傷痍者とは満十八歳以上の者を言いこれを左のように分ける。

- 一 盲聾啞者
- 一 肢体不自由者
- 一 結核菌排菌者
- 一 精神薄弱者

第四条 この法律に於て

盲聾啞者とは、……………。

肢体不自由者とは原因の如何を問はず骨関節、筋、腱、神経、脳、脊椎の疾患又は四肢に於ける欠損（四肢若くはその一部の欠損）によって肢体に不自由なところある為生業能力逋減者となり或はそれとなる虞れある者を言う。

第三章 傷痍者福祉委員会

第五条 傷痍者の福祉を増進せしむる事項を調査審議する為中央傷痍者福祉委員会及都道府県ごとに地方傷痍者福祉委員会を置く。

中央傷痍者福祉委員会は厚生大臣の管理に属し、その諮問に答へ又は関係各大臣に意見を具申する事が出来る。

地方傷痍者福祉委員会は都道府県知事の管理に属し、その諮問に答へ又は関係行政庁に意見を具申する事が出来る。

傷痍者福祉委員会は委員の互選による委員長を一名置き、必要の場合には関係行政庁に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求める事が出来る。又臨時委員を置く事が出来る。

第六条 この法律で定めるものの外、委員の数、資格、任期及び委員長の職務、その外会の運営に関する必要な事項は命令でこれを定める。

第四章 傷痍者相談所

第七条 都道府県に傷痍者相談所を設置しなければならない。児童相談所或は其の他の適切な施設と共同又は委託する事が出来る。

第八条 傷痍者相談所は傷痍者の福祉増進のためあらゆる相談に応じ必要あらば傷痍を診断して生業能力の判定を行う事を目的とする。

第九条 傷痍者相談所の機構、運営等に関し必要な事項は命令によってこれを定める。

第五章 福祉措置と保障

第十条 都道府県知事は児童福祉法適応の継続を必要とする者については、命令の定める所により適当なる措置をとらなければならない。

第十一条 新たに傷痍者になりたる者は、医師の診断書を添へ市町村長に届出でなければならない。但しやむを得ない事由があるときは診断書を添へる事を要しない。

第十二条 都道府県知事は命令の定むるところにより、前条の規定により傷痍者の届出をしたものに対して傷痍手帳を交付しなければならない。

第十三条 傷痍者は福祉指導又は福祉措置を受けた時は、その都度傷痍手帳に必要な事項の記載を受けなくてはならない。

第十四条 この法律で定めるものの外、傷痍手帳に関し必要な事項は命令でこれを定める。

第六章 傷痍者福祉施設

第十五条 国及都道府県は命令の定むるところにより傷痍者福祉施設を設置しなくてはならない。傷痍者福祉施設を左のように分ける。

- 一 盲人福祉施設。
- 一 聾啞〔者〕福祉施設。
- 一 肢体不自由者福祉施設。
- 一 結核菌排菌者福祉施設。
- 一 精神薄弱者福祉施設。

第十六条

- 一 盲人福祉施設は、……………。
- 一 聾啞〔者〕福祉施設は、……………。
- 一 肢体不自由者福祉施設は、肢体不自由者を治療すると共に独立自活に必要な技能を与へる事を目的とする施設とする。
- 一 結核菌排菌者福祉施設は、……………。
- 一 精神薄弱者福祉施設は、……………。

第七章 費用

〔編者注〕 条項内容なく空白となっている。

資料9 傷痍者の保護並びに更生に関する法律案要綱〔要綱b〕 1949.1 or 2頃

〔編者注〕

原本の資料形態は、タイプ印書・B5判大・縦書・8頁分（表紙なし）とごく一部分を除き同文の謄写印刷・B5判大・縦書・18頁分（表紙なし）のものがある。両者で差異

がある部分は、第三章中の第八～第十の3ヶ所である。ともに、日付・作成主体名などの記載はない。ただし、他の資料などから、49年2月の月上旬に委員会での審議用に配布されたと思われるが、作成時期は1月の早い時期だった可能性がある。

なお、掲載に際しては、謄写印刷版をベースにしたが、タイプ印書版と内容上でやや異なる部分については、該当箇所注記してある。ただし、謄写印刷版には、条項番号の後の（ ）内の見出しはない。そのため、この見出し部分はタイプ印書版のものである。

[小解題]

本資料（要綱bと呼ぶ）は、内容的には前掲の資料7（提案事項）などに含まれる推進委員会の意見・提案を採り入れ、更生課が本格的な法案要綱の形にまとめたものと思われる。

なお、木村文書中には、前掲の資料6の要綱aとこの要綱b以外には、法案要綱と名付けられたものはない。その点で、2月以後の委員会は、この要綱bをベースに法案そのものの審議・作成に移行したものと見られる。

[本文]

傷痍者の保護並びに更生に関する法律案要綱

第一章 総則

第一（立法の主旨）

この法律は傷痍者がその原因のいかんを問はず無差別平等に国、地方公共団体及び国民から保護をうけ且つ傷痍者自ら速かにその傷痍を克服して社会活動に参加し、社会に寄与することが出来るように、国、地方公共団体及び国民が援助する義務を規定するものである。

第二（定義）

この法律で傷痍者とは、盲者、ろう者、啞者、四肢切断者、四肢機能障害者及び結核性疾患にかかっている者の中の永久排菌者をいう。

(2) 前項に掲げる者の基準は政令を以ってこれを定める。

第三（保護更生施設）

この法律において保護更生施設とは、傷痍者相談所、傷痍者更生指導所、国立光明寮、傷痍者授産所、結核疾患療養作業聚落及び傷痍者収容施設をいう。

第四（傷痍者保護更生審議会）

傷痍者の保護更生に関する事項を調査審議するため中央傷痍者保護更生審議会及び地方傷痍者保護更生審議会をおく。

(2) 地方傷痍者保護更生審議会は、都道府県ごとにこれをおく。

(3) 中央傷痍者保護更生審議会は厚生大臣の、地方傷痍者保護更生審議会は都道府県知事の管理に属する。

(4) 中央傷痍者保護更生審議会は、厚生大臣の諮問に答へ又は関係各大臣に具申することが出来る。

(5) 地方傷痍者保護更生審議会は、都道府県知事の諮問に答へ又は関係行政機関に意見を具申することが出来る。

(6) 傷痍者保護更生審議会は、必要があると認める時は関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることが出来る。

第五 中央傷痍者保護更生審議会は会員四十五人以内で、地方傷痍者保護更生審議会は会員二十名以内でこれを組織する。

(2) 傷痍者保護更生審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは臨時会員をおくことができる。

(3) 中央及び地方傷痍者保護更生審議会の会員及び臨時会員は、関係行政機関の官吏又は吏員、傷痍者の保護更生その他一般生活福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から厚生大臣又は都道府県知事が夫々これを命ずる。

(4) 傷痍者保護更生審議会に会員の互選による会長一人をおく。

第六 この法律で定めるもの、外、会員の任期及び会長の職務その他傷痍者保護更生審議会の運営に関し必要な事項は命令でこれを定める。

第二章 保護更生の措置

第一（登録）

市区町村長は、その管轄区域内に第一総則第二に規定する基準に該当する者があるときは医師の診断書、その他命令に定める書類を具して都道府県知事に登録の申請をしなくてはならない。

第二 都道府県知事は前号による申請があったときは、別に定める命令の規定によりすべてこれを登録しなければならない。

第三 都道府県知事は傷痍者を登録したときはその傷痍者に傷痍者手帳を交付しなくてはならない。

(2) 傷痍者手帳の様式は省令で定める。

第四 都道府県知事は、傷痍者を登録したときはその傷痍者の居住地を管轄する市区町村長及び保健所長に必要事項を連絡し市区町村長及び保健所長は傷痍者台帳に記入しなくてはならない。

第五（安全杖）

交通機関による危害を防止するため、都道府県知事は、盲者、ろう者、その他必要と認める傷痍者に対し白色に塗った安全杖を与えることができる。

(2) 傷痍者でない者はこれに類似した白杖を携へることは出来ない。

(3) 電車自動車その他の交通機関は第一項の白杖を携へる傷痍者に対しては、道路交通取締法第□条の規定に拘らず特に危害を与えないよう注意しなければならない。

第六（義肢製作修理に対する補助）

都道府県知事は、四肢切断者が義肢の製作及び修理に要する費用の中省令に規定する基準に従い生活保護法の扶助をうけてゐる者についてはその全額を、生活保護法の扶助をうけてゐない者についてはその二分の一額を補助しなくてはならない。

第七（旅客運賃の減免）

盲者、四肢切断者その他の傷痍者が治療、義肢製作修理等の目的で旅行を必要とし、乗車、乗船のため特に附添いを要する状態にあるときは政令の定めるところに従ひ国有鉄道（国有鉄道連絡船を含む）旅客運賃を減免することができる。

(2) 前項の旅客運賃の減免の種類回数その他必要事項に関しては命令を以て定める。*

〔編者注〕 タイプ印書版には、この(2)項はない。

第八（住宅の優先的斡旋）

都道府県知事は、一般住宅、生活保護法による収容施設その他の施設であつて収容の余裕がある場合において、生活に困窮し且つ住宅を要する傷痍者に、優先的にこれを利用せしめるよう努めなければならない。

第九（所得税の減免）

〔傷痍者の勤労による所得に対しては所得税を減免することができる。〕

〔編者注〕 謄写印刷版では、この第九の本文部分が欠落して空白となっている。

第十（啓蒙指導検診）

地方公共団体の長*は、失明の防止、身体障害の防止のため衛生、産業安全、交通安全その他につき国民の啓蒙指導に努めなければならない。

〔編者注〕 タイプ印書版では、「都道府県知事」となっている。

- (2) 地方公共団体の長は、疾病による失明、四肢機能障害、結核の防止のため定時又は随時集団検診、早期治療等の措置を講じなければならない。

第三章 保護更生の施設

第一（傷痍者生活相談所）

都道府県知事は傷痍者の医療、生活扶助、職業補導、就職等に関する一般的相談に応ずるため、傷痍者生活相談所を設けなくてはならない。

第二（国立傷痍者更生指導所）

厚生大臣は症状固定した重度の傷痍者でなお医療管理下において作業訓練若しくは職業補導を要するもの、ため国立傷痍者更生指導所を設置しなければならない。

- (2) 前項の国立傷痍者更生指導所においては傷痍者の身体的、精神的、智能的及び職能的能力判定を行ひその上に立って適職の決定及び補導並びに後補導を行ふものとする。
- (3) 第一項の国立傷痍者更生指導所の設置の場所、名称、職員の定員、その他必要な事項は政令を以てこれを定める。

第三（国立光明寮）

厚生大臣は中途失明者の職業補導のため国立光明寮設置法（昭和二十三年法律第一六二号）に基いて現に存する国立東京光明寮、国立塩原光明寮の外、傷痍者の状況に応じ更に国立光明寮を設置しなければならない。

- (2) 前項に基き増設せらるべき国立光明寮の位置、名称、職員の定員、その他必要な事項は政令を以てこれを定める。

第四（職業更生施設）

都道府県知事は傷痍者を対象とする授産所、共同作業所その他傷痍者の職業更生施設を自ら設置し又は地方公共団体その他の者に設置せしめることができる。

- (2) 都道府県知事は前項の傷痍者更生施設の運営については販路の確保、資材の斡旋等の援助をしなければならない。

第五（療養作業聚落）

国及び都道府県知事は、結核性疾患の中での永久排菌者で作業能力著しく低下した者に対しては適切な医療管理下における療養作業聚落を設置運営することができる。

第六（作業訓練等の施設）

国及び都道府県知事は、結核性疾患の中での軽快者に対しては適切な医療管理の下における作業訓練施設を設置することができる。

第四章 費用

第一 左の各号に関する都道府県の経費中国庫はその十分の八を負担する。

- (一) 第一総則中第四の地方傷痍者保護更生審議会に要する経費
- (二) 第二保護更生の措置中第一、傷痍者登録に要する経費
- (三) 同第三、傷痍者手帳交付に関する経費
- (四) 同第五、安全杖給与に関する経費
- (五) 同第六、義肢製作修理に関する経費

- (六) 同第十、失明防止等のための啓蒙指導に関する経費
- (七) 同第十、集団検診早期治療に関する経費
- (八) 第三保護更生の施設中第一、傷痍者生活相談所に関する経費
- (九) 同第四、傷痍者職業更生施設に関する経費
- (十) 同第五の中、都道府県知事の行う療養作業聚落に関する経費
- (十一) 同第六の中、都道府県知事の行う結核性疾患患者中の軽快者に対する作業訓練、職業補導施設に関する経費

(2008年4月24日受領)